

令和7年度

羽鳥ダム管理事業

羽鳥ダム堤体変位測量業務

特別仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1－1条

令和7年度羽鳥ダム管理事業羽鳥ダム堤体変位測量業務の施行にあたっては、農林水産省農村振興局制定「測量業務共通仕様書」（以下、「共通仕様書」という。）によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

(目 的)

第1－2条

本業務は、羽鳥ダム管理規程に基づき、羽鳥ダム堤体の変位量把握のため基準点測量等を行うものである。

(場 所)

第1－3条

業務位置は、福島県岩瀬郡天栄村大字羽鳥地内で別紙－2「位置図」に示すとおりである。

(業務概要)

第1－4条

本業務の概要は次のとおりであり、詳細は第3章作業内容に示すものとする。

(1) ダム堤体の変位調査

- | | |
|-------------|-----|
| ① ダム堤体変位測量 | 1 式 |
| ② 測量結果とりまとめ | 1 式 |

(一般事項)

第1－5条

業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。

- (1) 測量作業規程第24条（基準点測量 作業計画）、第51条（レベル等による水準測量作業計画）については、事前に監督職員と打合せ、承諾を得るものとする。
- (2) 作業に伴う立木伐採等については、事前に監督職員と打合せを行い承諾を得るとともに、所有者の承諾を得た後に行うものとする。また、伐採は必要最小限にとどめるとともに、伐採した有価木は付近に整理し、みだりに第三者に被害を与え、トラブルの生じることのないよう留意するものとする。
- (3) 現地立入りにあたっては、事前に監督職員へ連絡を取った後、作業に着手するものとする。
- (4) ダム堤体変位測量作業完了後、早急に測量成果のとりまとめを行い、監督職員

に報告を行うものとする。

(配置技術者の確認)

第 1－6 条

共通仕様書第11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第12条に基づく技術者情報の登録にあたっては、次によるものとする。

- (1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。
- (2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。

(保険加入)

第 1－7 条

受注者は、共通仕様書第38条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。

第 2 章 作業条件

(作業基本条件)

第 2－1 条

- (1) 業務の対象となる施設の概要は次のとおりである。

施設名：羽鳥ダム

型 式：ゾーン型フィルダム 有効貯水量：25,951千 m^3

堤 高：37.09m 計画洪水量：288 m^3/sec

堤 長：169.48m 流域面積 : 42.69 km^2

常時満水位： 686.00m 湛水面積 : 2.01 km^2

- (2) 測量作業の基本条件は、次のとおりである。

本測量の基準となる既知点は、別紙－2「位置図」に示すとおりである。

(測量作業の時期)

第 2－2 条

本業務における測量作業を行う想定貯水位は次表のとおりである。なお、具体的な作業時期については監督職員と打合せにより決定するものとする。

また、変位測量については、ダム貯水状況等により変更追加することがある。

作業名	区 分	作業時期	備 考
変位測量	1 回目	貯水位 EL686m 付近	取水開始直前
	2 回目	貯水位 EL676m 付近	低下時
	3 回目	貯水位 EL671m 付近	落水時期
	4 回目	貯水位 EL677m 付近	上昇時

(参考図書)

第 2－3 条

本業務で参考とする図書は、次表のとおりとする。

番号	名 称	発行所	制定（改定）年月
1	土地改良施設管理基準 ダム編	(社) 農業農村工 学会	平成 16 年 3 月
2	ダムの管理 例規集	(一財)水源地環境 センター	令和 3 年 11 月
3	測量作業規程	農林水産省	令和 3 年 2 月

(貸与資料)

第 2－4 条

貸与資料は、次表のとおりとする。

分 類	貸与資料	数 量
測量関係 資料	平成 23 年度 羽鳥ダム災害復旧工事 表面変位計基準点測量報告書	1 部
	令和 6 年度 羽鳥ダム堤体変位測量業務報告書	1 部
その他	羽鳥ダム施設管理図	1 式
	羽鳥ダム工事誌	1 部

(参考図書及び貸与資料の取扱い)

第 2－5 条

第 2－3 条、第 2－4 条に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは次のとおりとする。

- (1) 参考資料及び貸与資料の記載事項に相互に矛盾がある場合、又は解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と協議するものとする。

- (3) 貸与資料は、原則として初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか完了検査時に一括返納しなければならない。

第3章 作業内容

(作業項目及び数量)

第3-1条

本業務における作業項目及び数量は、次表のとおりとする。なお、詳細は別紙-1「作業項目内訳表」に示すとおりである。

作業項目	数量	備考
(1) ダム堤体の変位調査	1 式	

(作業の留意点)

第3-2条

測量作業の実施に際し特に留意する点は次のとおりとする。

(1) 一般事項

第2-3条、第2-4条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料や受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。

(2) ダム堤体の変位調査

① 変位測量を実施する固定点（堤体外部）、堤体下流部定点及び堤体上流部定点の位置の詳細は、別紙-3「表面変位計位置図」に示すとおりである。

② 基準点測量

本測量は、固定点（堤体外部）からなる基線から堤体下流部定点及び堤体上流部定点の水平移動を計測するものであり、計測手法にあたっては別途監督職員の指示によるものとする。

なお、測量作業に伴う伐採作業は見込んでおらず、必要な場合は、監督職員と協議するものとする。

③ 水準測量

本測量は、固定点（堤体外部）を基点に堤体下流部定点及び堤体上流部定点の鉛直移動を計測するものであり、計測手法にあたっては別途監督職員の指示によるものとする。なお、変位測量に先立ち固定点（堤体外部）については、第2-1条（2）で示す既知点により標高の確認を行う。

④ 調査結果のとりまとめは、「ダムの管理 例規集（令和3年11月）」に基づき実施するものとする。

(管理技術者)

第3-3条

- (1) 管理技術者は、共通仕様書第7条によるものとし、測量士でなければならない。
- (2) 別紙－4に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、管理技術者は屋外で行う測量の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。

(業務写真における黒板情報の電子化)

第3－4条

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。

黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- ① 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- ② 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- ① 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- ② 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記①に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- ③ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注

者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時にURL(https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html)のチェックシステム（信憑性チェックツール）又はチェックシステム（信憑性チェックツール）を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

（５）費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。

第４章 打合せ

（打合せ）

第４－１条

共通仕様書第10条に基づく打合せについては、主として次の段階で行うものとする。
また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。

初 回 業務着手前の段階

最終回 報告書原稿作成段階

なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度、内容について、監督職員と相互に確認するものとする。

ただし、別紙－４に記載されている割合を予定価格に乗じて求めた価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。

その際、管理技術者は、共通仕様書第11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない。

第５章 成果物

（成果物）

第５－１条

成果物を共通仕様書第18条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。

- （１）成果物の電子媒体（ＣＤ－Ｒ若しくはＤＶＤ－Ｒ）正１部、副２部
- （２）成果物の出力 １部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）

（成果物の提出先）

第５－２条

成果物の提出先は、次のとおりとする。

第6章 契約変更

(契約変更)

第6-1条

業務請負契約書第17条から第20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。ただし、軽微な場合は変更しない場合もある。

- (1) 第2-1条に示す「作業基本条件」に変更が生じた場合。
- (2) 第2-2条に示す「測量作業の時期」に変更が生じた場合。
- (3) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。
- (4) 第4-1条に示す「打合せ」に変更が生じた場合。
- (5) 第5-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。
- (6) 履行期間の変更が生じた場合。
- (7) 関係者協議等対外的協議により業務計画等に変更が生じた場合。
- (8) その他

第8章 定めなき事項

(定めなき事項)

第8-1条

この特別仕様書に定めなき事項又は、この業務の施行にあたり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

別紙－１ 作業項目内訳表

(１) ダム堤体の変位調査（測量業務）

作業項目	数 量
１．変位測量 １) ４級基準点測量	固定点４点（堤体外部）、 堤体下流部定点 17 点、 （10-E, 16-D1, 16-D, 16-E, 16-F, 16-G, 20-D1, 20-D, 20-E, 20-F, 20-G, 26-D1, 26-D, 26-E, 25-F, 25-G, 30-E） 堤体上流部定点 9 点 （16-A, 16-B, 16-C, 20-A, 20-B, 20-C, 26-A, 26-B, 26-C）
２) ４級水準測量 １回当りの観測延長	0.95km(既知点、固定点４点、 堤体下流部定点 17 点) 堤体上流部定点 9 点 0.10km（16-A, 20-A, 26-A） 0.06km（16-B, 20-B, 26-B） 0.06km（16-C, 20-C, 26-C）
２．測量結果のとりまとめ １)．変形計測記録の作成	１式 調査結果を基に、過年度業務で作成した変形計測記録表及びグラフを更新する。

堤体上流部定点の測定は、次のとおりとし、貯水位の状況を勘案し監督職員が指示する。なお、測定が困難な場合は、変更対象とする。

名称	測定点標高 (H24.4月時点)	１回目	２回目	３回目	４回目	備考
16-A	685.766	○	○	○	○	
20-A	685.783	○	○	○	○	
26-A	685.895	○	○	○	○	
16-B	679.522	－	○	○	○	
20-B	679.450	－	○	○	○	
26-B	679.507	－	○	○	○	
16-C	674.387	－	－	○	－	
20-C	674.508	－	－	○	－	
26-C	674.526	－	－	○	－	



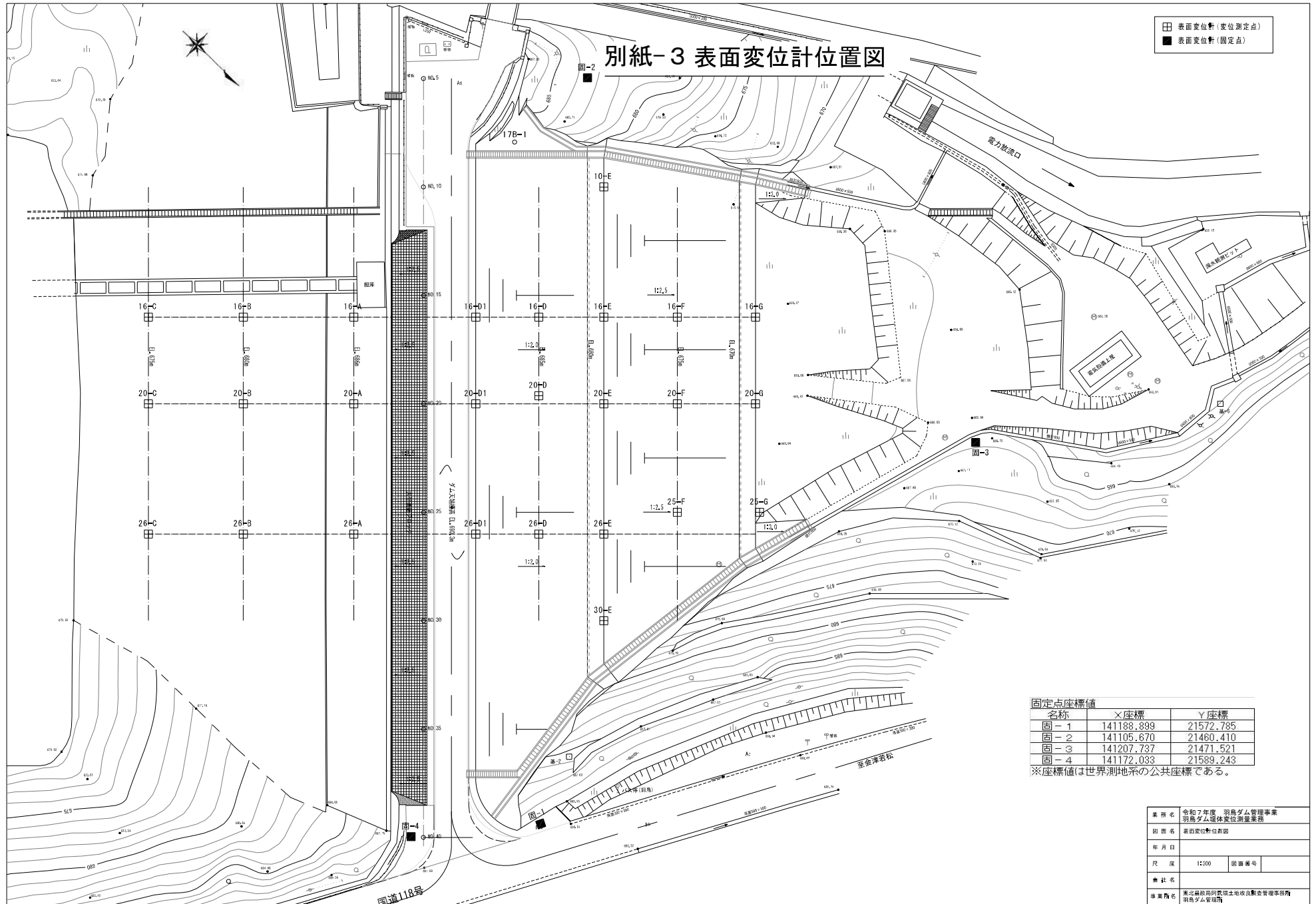
別紙－２ 位置図



業務名	令和7年度 羽鳥ダム管理事業 羽鳥ダム堤体変位測量業務		
図面名	位置図		
尺度		図面番号	
事務所名	東北農政局阿武隈土地改良調査管理事務所		

別紙-3 表面変位計位置図

□ 表面変位計(変位測定点)
 表面変位計(固定点)



固定点座標値		
名称	X座標	Y座標
固-1	141188.899	21572.785
固-2	141105.670	21460.410
固-3	141207.737	21471.521
固-4	141172.033	21589.243

※座標値は世界測地系の公共座標である。

業務名	令和7年度 羽鳥ダム管理事業		
図名	羽鳥ダム堤体変位測量業務		
年月日			
尺 度	1:200	図番	
製 図 者			
事業所名	東北福島県国土建設部土木部管理事務所		
	羽鳥ダム管理所		

別紙－４（第３－３条、第４－１条関連）

【割合】

予定価格算出の基礎となった同表Ａ～Ｃまでに掲げる額の合計額に 100 分の 110 を乗じて得た額を予定価格で除して得た割合とする。ただし、その割合が 10 分の 8.2 を超える場合にあっては 10 分の 8.2 とし、10 分の 6 に満たない場合にあっては 10 分の 6 とするものとする。

業種区分	A	B	C
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に 10 分の 5 を乗じて得た額